

# 定 款

株式会社ストレージ王

2010年4月1日制定

2015年7月1日改訂

2019年2月1日改訂

2019年11月6日改訂

2021年4月27日改訂

2022年1月7日改定

2022年1月12日改定

2022年4月28日改定

## 第1章 総則

### 第1条（商号）

当会社は、株式会社ストレージ王と称し、英文では STORAGE-OH Co., Ltd. とする。

### 第2条（目的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンテナ式倉庫又はトランクルームに関する企画、開発、運営、管理
2. コンテナ式倉庫又はトランクルームの製造・輸出入及び国内販売業
3. プロパティマネジメント業
4. ビル管理・設備管理・清掃事業
5. 不動産の売買、賃貸管理及びその仲介
6. 不動産賃貸事業
7. リサイクル及び古物売買に関する事業
8. 損害保険代理業及び生命保険の募集業
9. フランチャイズ事業
10. 経営コンサルタント業
11. 前各号に付帯関連する一切の事業

### 第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を千葉県市川市に置く。

### 第4条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

### 第5条（機関）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

## 第2章 株式

### 第6条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は 6,000,000株とする

### 第7条（自己の株式の取得）

当会社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

### 第8条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100 株とする。

### 第9条（単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

### 第10条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

### 第11条（株主名簿管理人）

- 1 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

## 第3章 株主総会

### 第12条（招 集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に隨時これを招集する。

### 第13条（定時株主総会の基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年1月31日とする。

### 第14条（招集権者及び議 長）

- 1 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

### 第15条（電子提供措置等）

- 1 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

### 第16条（決議の方法）

- 1 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第17条（議決権の代理行使）

- 1 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
- 2 前項の株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

## 第4章 取締役及び取締役会

### 第18条 (取締役の員数)

当会社の取締役は 10 名以内とする。

### 第19条 (取締役の選任方法)

- 1 取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 2 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

### 第20条 (取締役の任期)

- 1 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

### 第21条 (代表取締役及び役付取締役)

- 1 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
- 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
- 3 取締役社長は当会社を代表する。

### 第22条 (取締役会の招集権者及び議長)

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

### 第23条 (取締役会の招集通知)

- 1 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

#### 第24条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行う。

#### 第25条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案した場合において、会社法第370条に定める要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

#### 第26条（取締役会の議事録）

取締役会における議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項について、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

#### 第27条（取締役会規則）

取締役会に関する事項は、法令又は定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

#### 第28条（取締役の責任の一部免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

#### 第29条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

#### 第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役及び監査役会

### 第31条（監査役の員数）

当会社の監査役は、5名以内とする。

### 第32条（監査役の選任方法）

監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### 第33条（監査役の任期）

- 1 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### 第34条（常勤の監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### 第35条（監査役会の招集通知）

- 1 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### 第36条（監査役会規則）

監査役に関する事項は、法令または定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

### 第37条（監査役の責任の一部免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

#### 第38条（監査役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害責任に関し、法令で定める額を限度として責任を負担する旨の契約を締結することができる。

#### 第39条（補欠監査役）

- 1 法令及び定款に定める監査役の員数を欠くことに備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。
- 2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第32条の規定を準用する。
- 3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の満了の時までとする。
- 4 補欠監査役の選任にかかる決議が有効に効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

#### 第40条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

### 第6章 会計監査人

#### 第41条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

#### 第42条（会計監査人の任期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該株主総会において再任されたものとする。

#### 第43条（会計監査人の報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

## 第7章 計 算

### 第44条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年2月1日から翌年1月31日までとする。

### 第45条（剰余金の配当等の決定機関）

- 1 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。
- 2 当会社の期末配当の基準日は、毎年1月31日とする。
- 3 当会社の中間配当金の基準日は、毎年7月31日とする。
- 4 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

### 第46条（配当金の除斥期間）

- 1 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 未払い配当財産のうち、配当金には利息をつけないものとする。

### （附 則）

1. 定款第15条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改定規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。